

予算審査特別委員会

第11号議案・平成18年度白石市一般会計補正予算(第5号)から第24号議案・平成19年度白石市下水道事業会計予算までの計14議案については、定例会第2日(2月16日)の本会議において質疑が行われた後、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会が設置され、審査が付託されました。

同委員会(委員長・佐竹芳、副委員長・吉田貞子)は、2月19日から3月1日までの間で審査した結果、第11号議案・第24号議案の計2議案については、反対及び賛成の討論があり、表決の結果、賛成多数で、残る12議案については、全会一致で原案のとおり可決しました。審査の中で論議された主な点は次のとおりです。

平成18年度補正予算

総務財政所管

〔質疑〕スパッシュランドしろいしの維持補修費及び白石城関連の工事予算について減額された理由について伺いたい。

〔答弁〕これらの主なものは冷暖房のエアコン設置工事であり、入札による請負差額が生じたものである。

また、武家屋敷の維持補修



武家屋敷

工事費の減についても、武家屋敷の塀周りの屋根の工事の請負差額によるものである。

教育民生所管

〔質疑〕身体障害者福祉費、知的障害者福祉費について、大幅に減額補正されたのは自立支援法が施行されたために施設からの退所者がふえてサービス料が減ったものなのか伺いたい。

〔答弁〕身体障害者施設訓練等支援費の減については、昨年の当初予算の編成の時点で障害者自立支援法が改正されるだろうということ、ある程度幅を持たせて予算を措置していた。

それが、それぞれ12月まで実績が出ているが、その実績に基づいて、2月、3月の推計値などを勘案して、当初予算編成時にある程度この範囲内で確定できるといふ予測のもとに1千7百30万円を減額したものである。

短期入所についても同じような考えで、それぞれ減額した。

建設水道所管

〔質疑〕都市整備基金の繰り戻しをし、新たな起債をすることによって、市民の暮らしにどのような利点があるのか伺いたい。

〔答弁〕今回、沖の沢郡山線の臨時地方道路整備事業で起債が認められている。

これについては、事業費の55%が交付金として、国から措置され、残りの45%について起債するが、その充当率が95%という地方債である。

起債により年度間の財源の調整を図るといふ意味からも地方債を借りて事業を行うものである。

この地方債が認められる事業については、公営企業、学校や道路の建設事業等に限定されており、有利な条件の地方債の起債により、世代間の負担の公平を図っていくという一面もある。

特別会計

〔質疑〕下水道使用料が減額になっている理由について伺いたい。

〔答弁〕下水道使用料の減の主な要因については、新年度からの企業会計移行に伴い、3月31日をもって平成18年度会計を閉鎖して、直ちに決算するということになっている。

従来の会計では、出納閉鎖期間があり、4月1日から5月31日までの納入された分が従来だと平成18年度の予算に繰り入れられるが、今回打ち切り決算ということになり、平成18年度会計ではなく、企業会計の方へ引き継ぐことになる。

したがって、この分についての減収が主なものである。しかし、この減収に伴い、今度は企業会計の予算の方で特例的収入という形で整理をするので、新年度予算にその相当分を計上しているところである。